

群馬大学医学部附属病院高難度新規医療技術取扱要領

平成 29. 4. 1 制定

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の23第 1 項第 7 号ロの規定に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における高難度新規医療技術の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この要領において、「高難度新規医療技術」とは、次の各号のいずれかに該当する医療技術をいう。

- (1) 本院で事前に行ったことのない手術・手技（軽微な術式変更等を除く。）であつて、本院にとって難度が高く、人体への影響が大きいもの（当該医療技術の実施に関連する死亡等の重大な合併症の可能性が想定されるもの）。
- (2) 前号のほか、群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター（以下「センター」という。）が認めたもの。

(高難度新規医療技術提供責任者)

第 3 条 本院に、高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合の責任者として、高難度新規医療技術提供責任者を置く。

2 高難度医療技術提供責任者は、センターの職員のうち、高難度医療技術を用いた医療の提供に関する経験及び知識を有する医師をもって充てる。

(高難度新規医療技術の提供の申請)

第 4 条 本院の診療科等の長は、高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項について、センターに申請しなければならない。

- (1) 高難度新規医療技術と既存の医療技術とを比較した場合の優位性（合併症の重篤性及び発生の可能性等の安全性の観点を含む。）
- (2) 高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たって必要な設備・体制の整備状況（集中治療部、麻酔科蘇生科医師との連携等）
- (3) 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する医師又は歯科医師その他の教職員の高難度医療技術を用いた医療の提供に関する経験
- (4) 患者に対する説明及び同意の取得の方法

2 診療科等の長は、高難度新規医療技術に該当しない場合（本院で事前に行ったことのある医療技術）であっても、当該医療技術に関する従来の実施体制に大きな変更があった場合には、改めて適切な実施体制の確認を行わなければならない。

(高難度医療技術評価委員会)

第 5 条 医療法施行規則第 9 条の23第 1 項第 7 号ロの規定に基づき、高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第 246 号）にいう高難度新規医療技術評価委員会は、当院においては、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会（以下「臨床倫理専門委員会」と言う。）がその業務を担当するものとする。

(高難度新規医療技術の提供の決定)

第6条 高難度新規医療技術の提供の可否は、臨床倫理専門委員会の議を経て、センターが決定するものとする。

(センターへの報告)

第7条 診療科等の長は、高難度新規医療技術を適用した全ての症例について、定期的に、又は患者が死亡した場合その他センターが必要とする場合に、センターに報告しなければならない。

(臨床研究)

第8条 本院の教職員は、高難度新規医療技術を臨床研究として行う場合には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)を遵守し、研究計画の妥当性について、あらかじめ本院の臨床試験審査委員会又は群馬大学大学院医学系研究科人を対象とする医学系研究倫理審査委員会の審査を受けなければならない。

(事務)

第9条 高難度新規医療技術の提供に係る事務は、センターにおいて処理する。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、センターの議を経て、病院長が行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、高難度新規医療技術の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。